

指導監査において多く見られる指摘事項 【幼保連携型認定こども園・保育所・家庭的保育事業等】

指摘事項	指摘内容	ポイント
<p>【共通】 職員の配置及び資格</p>	<p>最低基準の保育士数（幼保連携型認定こども園の場合は保育教諭数）を確保できていない。</p>	<p>児童が利用するすべての時間帯において、必要保育士数（幼保連携型認定こども園の場合は必要保育教諭数）を満たす必要があります。<u>特に、朝夕の時間帯・土曜日も同様の配置が必須</u>ですので、ご注意ください。なお、職員を最低2名配置しなければならないとされているところ、園児の人数に応じて必要となる職員の数が1人となる朝夕等の園児が少数である時間帯（保育短時間外）に、職員1人に限り、保育教諭に代え、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者（子育て支援員）を置くことができます。</p> <p>《法令等》</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『「幼保連携型認定こども園、保育所等における職員配置に係る特例」について』（令和3年10月20日 神こ事第1141号） <p>【幼保連携型認定こども園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第3項 ・神戸市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例第5条第1項、附則第3条・第4条 ・「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（通知）」（令和5年3月31日最終改正） <p>【保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設設備運営基準第33条 ・神戸市保育所等設備運営基準条例第4条、附則第3条～第6条 <p>【家庭的保育事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業等設備運営基準第29条、第44条、第47条、附則第6条～第9条 ・神戸市家庭的保育事業等設備運営基準条例第3条、附則第3～8項

<p>【保育所】 【小規模保育事業】 【事業所内保育事業】 職員の配置及び資格</p>	<p>施設長（管理者）が運営管理業務に専従できていない。 施設長（管理者）を除く職員で配置基準を満たせていない。</p>	<p>施設長設置加算（保育所）、管理者設置加算（小規模保育事業・事業所内保育事業）は、令和2年度より給付費（委託費）の基本分単価に含まれています。</p> <p>そのため、「常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ給付費（委託費）からの給与支出がある」施設長（管理者）を配置していることが原則であり、<u>配置していない場合は、給付費（委託費）を減算</u>します。</p> <p>また、施設長（管理者）を配置していたとしても、施設長（管理者）が下記に該当する場合は、その施設の運営管理の業務に専従していない（施設長（管理者）不在）とみなし、給付費（委託費）を減算します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>①保育のローテーションに入り保育士として活動している場合 ※土曜日を含む、他の施設の保育士として活動している場合を含む</p> <p>②他の施設の施設長（管理者）と兼務している場合</p> <p>③就業規則等で定める1か月あたりの勤務時間数を満たしていない場合</p> </div> <p>ただし、保育士が急に休んだ場合や急な退職に伴い、別の保育士をすぐに確保できず、施設長（管理者）がやむを得ず一時的に保育のローテーションに入って保育を行う場合は、減算を行わない運用とします。その場合、電話等で速やかに幼保振興課給付担当にご連絡ください</p> <p>《法令等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和5年3月31日最終改正） ・「施設長・管理者・園長の専従（専任）について」（令和5年1月17日 神戸市事務連絡）
---	---	--

<p>【共通】 非常災害に対する備え</p>	<p>災害時に必要な具体的な非常災害対策計画、避難、連携体制等の対策を講じていない(非常災害対策計画における項目不足を含む)。</p>	<p>非常災害時の避難方法や職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するための具体的な計画の策定及び点検を行い、台風や豪雨時の災害発生に備えることが重要です。</p> <p>なお、非常災害対策計画には、以下の項目を記載するようにしてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①施設の立地条件 ②災害に関する情報の入手方法（市が発令する避難情報等の入手方法） ③災害時の連絡先・通信手段の確認（保護者・自治体・職員等） ④避難を開始する時期・判断基準 ⑤避難場所（屋内外の緊急避難場所・避難所等） ⑥避難経路（避難場所までのルート（複数）・所要時間等） ⑦避難方法（利用児童の年齢や発達に応じた避難方法） ⑧災害時の人員体制・指揮系統（参集方法・役割分担・必要な職員数等） ⑨関係機関との連携体制 <p>《法令等》</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日 雇児総発0909第2号） ・「台風、豪雨時等の災害時の対応について」（令和4年6月17日 神こ事第486号） <p>【幼保連携型認定こども園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法第8条第1項（消防計画の作成等） <p>【保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設設備運営基準第6条第1項 <p>【家庭的保育事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業等設備運営基準第7条第1項
-----------------------------------	---	---

<p>【共通】 利用者の安全確保のための措置について</p>	<p>棚等からの落下物の危険性がある。</p>	<p>地震発生時に利用者の安全を確保するため、棚等からの落下物防止策を講じてください。</p> <p>《法令等》</p> <p>【幼保連携型認定こども園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校保健安全法第29条 <p>【保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育要領 第3章第4 <p>【家庭的保育事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針 第3章第4
<p>【共通】 保育室 乳児室又はほふく室</p>	<p>面積基準を超過してこどもを受け入れている。</p>	<p>0歳児、1歳児クラスは3.3㎡/人、2歳児～5歳児クラスは1.98㎡/人の面積が必要です。利用定員ではなく、実際の利用者数に照らして面積基準を満たす必要があります。</p> <p>《法令等》</p> <p>【幼保連携型認定こども園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園設備運営基準第7条第6項 ・幼保連携型認定こども園設備運営基準条例第7条 <p>【保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童施設運営基準第32条第3、6号 ・保育所設置認可要綱第7条 <p>【家庭的保育事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業等設備運営基準第28条第2、5号、第43条第2、3、6号

<p>【共通】 保育士特定登録取消者管理システム</p>	<p>保育士特定登録取消者管理システムを登録していない。</p> <p>保育士特定登録取消者管理システムを活用しているが記録していない。</p>	<p>施設又は法人の採用責任者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときにデータベースによる検索を行うことが義務づけられています。</p> <p>また、採用責任者は、データベース利用時に、どの時間に誰が何の目的で利用したかを特定できるよう使用記録を保管する必要があります。</p> <p>《法令等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第8条、第18条の5、19、22～24 ・「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」（令和7年3月25日一部改正）
<p>【幼保】 特定免許状失効者管理システム</p>	<p>特定免許状失効者管理システムを登録していない。</p> <p>特定免許状失効者管理システムを活用しているが記録していない。</p>	<p>施設又は法人の採用責任者は、保育教諭を任命し、又は雇用しようとするときにデータベースによる検索を行うことが義務づけられています。</p> <p>また、採用責任者は、データベース利用時に、どの時間に誰が何の目的で利用したかを特定できるよう使用記録を保管する必要があります。</p> <p>《法令等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第15条第1項
<p>【共通】 記録の保存</p>	<p>児童の登園・降園した時間の記録を整備・保存されていない。</p>	<p>児童の登園・降園した時間の記録は、特定教育・保育又は特定地域型保育の提供にあたり記録が必要な事項として整備・保存（5年間）するようにしてください。</p> <p>《法令等》</p> <p>【幼保連携型認定こども園・保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設等運営基準第34条第2項 <p>【家庭的保育事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設等運営基準第49条第2項

<p>【共通】 フッ化物洗口で使用する薬剤の管理について</p>	<p>フッ化物洗口薬剤を購入又は、年度替わりの時に、薬剤管理簿に使用期限が記載されていない。</p>	<p>年度のはじめと薬剤を受け入れた時は、必ず使用期限がいつまでかを確認し、薬剤管理簿の備考欄に記載をしてください。</p> <p>5歳児については、引き続き4月から実施するように努めてください。</p> <p>※「フッ化物洗口実施マニュアル」に薬剤管理簿・実施記録簿の記入例を載せていますので、確認ください。</p> <p>《法令等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬事法48条 ・フッ化物洗口実施マニュアル
<p>【共通】 緊急時の対応訓練について</p>	<p>乳幼児突然死症候群やアレルギーを発症、プール・水の事故等の事態を想定した対応訓練を実施していない。</p>	<p>「睡眠時の安全対策の手引き」や「アレルギー対応の手引き」に訓練の具体例を載せていますので、参考にして万が一の事故に対して、素早く対応できるよう緊急時の体制を整理し職員間で共有しておくとともに、実践的な訓練を行ってください。なお、乳幼児突然死症候群やアレルギー発症の訓練は出来るだけ年度の早い時期に、プール・水の事故を想定した訓練は活動が始まる前に実施するよう努めてください。</p> <p>《法令等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章 ・保育所保育指針第3章 ・認定こども園法27条 ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」 ・「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」R6.5.30

<p>【共通】 睡眠時の安全対策について</p>	<p>睡眠中の子どもの表情や顔色が分かる程度の明るさを保っていない。</p> <p>0歳児クラスにおいて、うつぶせ寝のままになっている。</p>	<p>眠っている子どもの異変をすぐに察知できるよう子どもの表情や顔色、呼吸の有無が確認できるよう適切な明るさにしてください。</p> <p>また、うつぶせ寝の状態で顔が横向きの体勢も避け、仰向けに寝かせるようにしてください。</p> <p>《法令等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」 ・「睡眠時の安全対策の手引き」（神戸市） ・「新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」R7.3
<p>【共通】 栄養評価</p>	<p>食事計画の評価のために、乳幼児身長体重曲線による肥満度を算出していない。</p>	<p>定期的に身長及び体重を測定するとともに、乳幼児身長体重曲線等による肥満度に基づき、個々人の成長の程度や、肥満及びやせに該当する子どもの割合が増加していないかどうかを評価し、食事計画の改善を図ってください。</p> <p>《法令等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設設備運営基準第11条第2項及び第3項 ・幼保連携型認定こども園設備運営基準第13条第1項 ・児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について 1(3) ・「児童福祉施設における食事摂取基準を活用した食事計画について」2(2)
<p>【共通】 調乳担当者・盛り付け担当者の衛生管理</p>	<p>調乳担当者・盛り付け担当者の衛生点検記録（下痢、嘔吐、発熱等）を実施し、その記録を残していない。</p>	<p>調乳担当者や盛り付け担当者は、作業開始前に健康状態（下痢、おう吐、発熱等の有無）を確認し、記録を残してください。体調不良の時は、作業には従事しないでください。</p> <p>《法令等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ-5(4)② ・中小規模で調理を行う児童福祉施設等における衛生管理について

		・神戸市教育・保育施設等における感染症予防対策マニュアル
--	--	------------------------------